

十六 第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 .....            .....<u>同条第2項</u>に規定する高度化計画に係る認定を受けた法人...            .....</p> <p>(注) <u>措置法第44条の4第1項</u>の規定の適用に当たり、その法人が産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の4 - 3 法人が、その取得又は製作をした措置法第44条の4第1項に規定する事業革新設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備は当該法人の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p>(廃止)</p>	<p>(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44の4 - 1 .....            .....<u>同条第2項</u>に規定する高度化等計画に係る承認を受けた法人、<u>同条第3項</u>に規定する高度化計画に係る認定を受けた法人.....</p> <p>(注) <u>措置法第44条の4第1項又は第2項</u>の規定の適用に当たり、その法人が産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた法人又は<u>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第19条第1項</u>の認定を受けた法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の4 - 3 法人が、その取得又は製作をした措置法第44条の4第1項に規定する事業革新設備又は<u>同条第2項</u>に規定する技術革新設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業革新設備又は当該技術革新設備が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業革新設備又は<u>当該技術革新設備</u>は当該法人の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</p> <p>(圧縮記帳をした技術革新設備の取得価額)</p> <p>44の4 - 7 <u>措置法令第28条の7第7項各号</u>に規定する機械及び装置の取得価額が500万円以上又は1,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が<u>法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を</u></p>

改 正 後	改 正 前
( 廃 止 )	<p><u>行うものとする。</u></p> <p>( 取得価額の判定単位 )</p> <p><u>44の4 - 8 措置法令第28条の7第7項各号に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が500万円以上又は1,000万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>